

居宅介護支援におけるモニタリングについて

運営基準（基準条例第16条(15)）

介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(解釈通知)第14号

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。

また、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

なお、基準第29条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。

●特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行う●

ポイント①☞ 「特段の事情」として認められるのは、利用者側の事情によるもののみです。

例)・入院・入所等により月末まで継続的に利用者が不在の場合

※ 月内に在宅期間がある場合はその期間に訪問すること。ただし、急な入退院の場合は特段の事情に該当。

・体調不良等を理由に利用者が月内の訪問を自ら拒んだ場合

※ この場合、可能な限り様子を確認し、特に独居の場合は医療機関への連携が必要でないか留意してください。

※ 一時的な場合は、月内で日程を再調整してください。

ポイント②☞ 「特段の事情」があっても、モニタリング自体が免除される訳ではありません。
以下の対応をとってください。

《特段の事情で利用者の居宅訪問・面接が出来ない場合の具体的な手順》

① その特段の事情について、第5表居宅介護支援経過に具体的な内容を記録する。

※ 月内に訪問・面接が出来ないことについても分かる内容で記録すること。

② 電話や家族への面接等、別の方法を検討し、可能な限り情報収集等（モニタリング）を行う。

③ ②について「いつ、誰に、どの方法でモニタリングを行ったか」を第5表居宅介護支援経過に記録し、モニタリングした内容についても専用のモニタリングシート等に別途記録する。

➔ ①～③の対応（記録）に不備がある場合は、運営基準減算に該当するものとして原則として給付費返還とします。

●少なくとも1月に1回は、モニタリングの結果を記録する●

ポイント①☞ 記録は、どんな事情があっても免除されません。
(特段の事情で居宅での面接が出来なかった場合でも、可能な限りモニタリングを行う必要はあるため、記録は必須です。)

ポイント②☞ 「1月に1回は」とあるとおり、月末までに記録を行うこと。

ポイント③☞ 記録内容には、ケアプラン全体の確認・評価がなくてはなりません。

利用者の心身の状態、生活環境、ニーズ、サービスへの満足度等を確認するだけでなく、それを踏まえた上で、目標の達成状況やサービスの内容・事業者等が適切かといった評価まで行うこと。

内容が不十分な場合は減算となります。

記録する様式は問いませんが、

- 必要な内容(次頁参照)を網羅していること
- 利用者ごとに整理していること
- 契約終了後2年間の保存に耐えることが必要です。



介護支援専門員の手帳やメモに記録する方法は、この要件を満たすことが困難であるため、適切とは言えません。

●モニタリングにおける確認・評価の必須ポイント

- ☆ 利用者やその家族の意向・満足度
 - ☆ 計画通りにサービス提供されているか
 - ☆ 目標の達成状況
 - ☆ 新たな課題・変化はないか
 - ☆ ケアプラン変更の必要性
- ※ 少なくとも以上の点について確認・評価を行い、その内容が分かる記録を残す。
- ※ 生活上の課題・ニーズや、サービス内容の適合状況等に変化・課題が認められた場合は、ケアプラン変更の必要性の有無を含め柔軟に検討し、対応を記録する。

毎月の記録が全く同じ内容となっていて、適切にモニタリングを行えているのかが疑われるような記録も散見されます。

状態が安定し、変化が無いように見える利用者であっても、丁寧な記録を積み重ねることによって異変に気付ける可能性が高くなり、新たなニーズの発見やケアプランの変更に繋がることもあります。

なるべく具体的に記録するよう心がけましょう。



参 考

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号） 第3居宅介護支援費に関する事項 6(4)

「草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年3月20日条例第11号） 第16条第13号・同第16号